

正規許可船リスト対策又は正規蓄養場リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書の発行について（一部改正）

〔（１２月１８日）貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室〕

まぐろ類地域漁業管理機関の勧告等を受け、平成１５年１０月２４日付け輸入注意事項１５第４５号（輸入公表三の七の（３）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）の２の（４）の「正規許可船リスト対策又は正規蓄養場リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書」の発行の基準等を以下のとおり改正し、平成２２年１月１日から適用することとなったので公表する。

１５水管第２２０４号
平成１５年１０月２４日
水産庁長官通知
改正１６水管第２５５５号
平成１６年１２月 １日
改正１７水管第２７８１号
平成１７年１２月 ２日
改正１９水管第１３７７号
平成１９年 ８月 ８日
改正２０水管第 ３５１号
平成２０年 ６月 ４日
改正２１水管第１７８１号
平成２１年１２月１１日

１．受付期日

毎週火曜日と木曜日の午前１０時から正午まで及び午後１時から２時まで

２．提出先

農林水産省水産庁資源管理部遠洋課

３．提出書類

- （１）別紙様式による確認書発行申請書 ２通
- （２）当該貨物の数量及び金額、原産地、船積地域及び船積港、運送方法並びに船名等が確認できる書類（船荷証券、インボイス、契約書等）の写し １通
- （３）当該貨物に係る漁獲証明書、統計証明書又は再輸出証明書の写し各１通
- （４）当該貨物（ただし蓄養されたものを除く。）を漁獲した漁船の船舶国籍証書の写し １通
- （５）当該貨物（ただし蓄養されたものを除く。）を漁獲した漁船の船籍が過去に変更されたことがあるものについては、前船籍の船舶国籍証書の写し １通
- （６）当該貨物を漁獲した漁船が、台湾、中国、フィリピン又はインドネシア船籍の超低温冷凍大型はえ縄漁船の場合には、以下の書類の写し １通
 - （ア）台湾船籍の場合

台湾區遠洋鮪漁船魚類輸出業同業公會発行の「冷凍鮪生魚片證明書」

(イ) 中国船籍の場合

当該漁船の船主が IUU 漁船の船主と無関係であることを証する中華人民共和国農業部漁業局の証明書

(ウ) フィリピン船籍の場合

OPRT Philippines, Inc. 発行の「Certificate of Proper Philippine Tuna Products」

(エ) インドネシア船籍の場合

Indonesia Tuna Association 発行の「Certificate of Proper Indonesian Tuna Products」

(7) 当該貨物を漁獲した漁船の所有者と使用者が異なる場合は、そのことが確認できる書類（チャーター契約書等）の写し 1 通

(8) 当該貨物を漁獲した漁船が大型まぐろ漁船であって、当該貨物が大西洋（地中海を含む。以下同じ。）、東部太平洋若しくはインド洋の洋上又は当該海域に沿う港内において運搬船に転載された場合は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）又はインド洋まぐろ類委員会（IOTC）が規定する転載申告書（Transshipment Declaration）の写し 1 通

(注) 上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

4. 発行の基準

漁獲若しくは蓄養された海域又は魚種を管理する地域漁業管理機関が講じる資源管理措置に反しない貨物であって、以下のいずれかに該当する貨物であると認められる場合に、確認書を発行します。

(1) 大西洋で漁獲されたくろまぐろ（ただし蓄養されたものを除く。）

ICCATのくろまぐろ漁業許可船リスト^(注1)に掲載されている漁船又はくろまぐろ漁業許可定置網リスト^(注1)に掲載されている定置網により、東大西洋^(注2)（地中海を含む。）において漁獲されたくろまぐろ

ICCATの正規許可船リスト^(注1)に掲載されている漁船により、西大西洋^(注2)において漁獲されたくろまぐろ

(2) 大西洋で蓄養されたくろまぐろ

ICCATのくろまぐろ蓄養従事許可船リスト^(注1)に掲載されている漁船により漁獲、運搬され、正規蓄養場リスト^(注1)に掲載されている蓄養場において蓄養されたくろまぐろ

(3) 大西洋で漁獲されためばちまぐろ及びめかじき

ICCATの正規許可船リスト^(注1)に掲載されている漁船の漁獲物
全長24m未満の漁船の漁獲物

(4) インド洋で漁獲されたくろまぐろ、めばちまぐろ及びめかじき

インド洋まぐろ類委員会（IOTC）の正規許可船リスト^(注1)に掲載されている漁船の漁獲物

全長24m未満の漁船により、当該漁船が所属する旗国の排他的経済水域内で漁獲された漁獲物
蓄養されたもの

- (5) 東部太平洋 (西経 1 5 0 度以東の太平洋) で漁獲されたくろまぐろ、めばちまぐろ及びめかじき
全米熱帯まぐろ類委員会 (I A T T C) の正規許可船リスト^(注 1)に掲載されている漁船の漁獲物
全長 2 4 m 未満のはえ縄漁船の漁獲物
はえ縄漁船以外の漁船の漁獲物
蓄養されたもの
- (6) 上記以外の海域で漁獲されたくろまぐろ、めばちまぐろ及びめかじき
水産庁ホームページ (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/index.html>) の「中西部太平洋で操業する正規許可船として確認されている大型まぐろ延縄漁船」に掲載されている漁船の漁獲物
全長 2 4 m 未満のはえ縄漁船の漁獲物
はえ縄漁船以外の漁船の漁獲物
蓄養されたもの
- (7) みなみまぐろ (ただし蓄養されたものを除く。)
みなみまぐろ保存委員会 (C C S B T) の正規許可船リスト^(注 1)に掲載されている漁船により漁獲されたみなみまぐろ
- (8) 蓄養されたみなみまぐろ
みなみまぐろ保存委員会 (C C S B T) の正規許可船リスト^(注 1)に掲載されている漁船により漁獲されたみなみまぐろであって、C C S B T の正規蓄養場リスト^(注 1)に掲載されている蓄養場において蓄養されたみなみまぐろ

5 . 施行日

平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。

- (注 1) I C C A T 正規許可船リスト、I C C A T くるまぐろ漁業許可船リスト、I C C A T くるまぐろ漁業許可定置網リスト、I C C A T くるまぐろ蓄養従事許可船リスト、I C C A T 正規蓄養場リスト、I O T C 正規許可船リスト、I A T T C 正規許可船リスト、C C S B T 正規許可船リスト及び C C S B T 正規蓄養場リストは、水産庁ホームページ (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/index.html>) から閲覧できます。
なお、インターネットでの確認が困難な場合には、水産庁遠洋課海洋漁業資源管理班 (0 3 - 3 5 0 2 - 8 1 1 1 (内線 : 6 7 2 1) 、直通 : 0 3 - 3 5 0 2 - 8 2 0 4) までお問い合わせ下さい。
- (注 2) 東大西洋と西大西洋の別については、漁獲証明書 (平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日付け輸入注意事項 1 5 第 4 5 号別紙様式 2) の記入要領をご参照ください。

(別紙様式)

正規許可船・蓄養場リスト対策確認書発行申請書

水産庁遠洋課長 殿

申請者名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
記名押印
又は署名 _____
資 格 _____
申請年月日 _____

別添の事前確認申請を行う貨物について、正規許可船・蓄養場リスト対策に反しない貨物であることの確認書の発行を申請します。

記

輸入の内容

関税率表 の番号等	商品名	数量	単価	原産地	金額
	くろまぐろ	kg			
	めばちまぐろ			船積地域 (船積港)	
	めかじき				
	みなみまぐろ				
備考					

その他

	船名	船籍	長さ	m
漁獲した漁船	漁業 種類	1.はえ縄 5.その他(2.まき網 3.定置網	4.蓄養)
漁獲した海域	1.大西洋 2.インド洋 3.東部太平洋 4.その他の太平洋			
漁獲した時期	年 月 ~ 年 月			
統計証明書等番号				

上記の貨物は、正規許可船リスト対策又は正規蓄養場リスト対策に反しない貨物であることを確認する。

水産庁遠洋課長(確認印)

(申請書の記載要領)

- (1) 「 輸入の内容 」 欄については、事前確認申請書に準じて記載すること。
- (2) 「 漁獲した漁船 」 の船名については、原則としてアルファベットで記載すること。
なお、蓄養まぐろ、定置網により漁獲されたもの等の場合には、当該事業場名等を船名欄に記載するとともに、その所在国名を船籍欄に記載すること。
- (3) 「 漁獲した漁船 」 の漁業種類については、1 から 5 のいずれか該当する箇所に 印を付すこととし、5 に該当する場合には、() 内に漁業種類を記載すること。
- (4) 「 漁獲した海域 」 については、1 から 4 のいずれか該当する箇所に 印を付すこと。
なお、ここでいう大西洋とは地中海を含めることとし、東部太平洋とは西経 1 5 0 度以東の太平洋とする。
- (5) 「 漁獲した時期 」 については、その年月を記載すること。
- (6) 「 統計証明書等番号 」 については、当該貨物に係る統計証明書、漁獲証明書又は再輸出証明書の DOCUMENT NUMBER を記載すること。複数魚種の申請を行う場合には、「めばちまぐろ No. 、めかじき No. 、みなみまぐろ No. x x x 」 のように記載すること。